

広告掲載取扱要領

京都市動物園動物舎等への広告設置について、次のとおり実施することとし、広告物を設置する事業者等を募集します。

広告媒体	施設の名称	京都市動物園
	施設の所在地	京都市左京区岡崎法勝寺町
	開園日、休園日	月曜日（月曜日が祝日の場合は翌平日）、 年末年始（12月28日～1月1日） 1月2日又は3日が月曜日の場合、1月4日は休園日
	開園時間	3月～11月 午前9時～午後5時 12月～2月 午前9時～午後4時30分
	年間利用者数	711,688人（平成22年度実績）
広告の規格	広告設置位置	○類人猿舎（チンパンジー・ゴリラ・オランウータン） ○ゾウ舎 ※別紙参照（詳細な広告掲載位置は別途調整）。
	広告の大きさ	1枠につき縦1.0m程度×横2.0m程度 （別途調整）
	枠数	4枠（類人猿舎3枠，ゾウ舎1枠）
	その他の仕様	特になし
掲載条件	広告料金（税込み）	月額45,000円/枠 ※ 年間掲載のお申込みをいただいた場合は、 年額500,000円/枠 とさせていただきます。 ただし、類人猿舎（ゴリラ）は、設置期間の都合上、 年額479,453円/枠 とさせていただきます。 ※ 上記広告料金には行政財産の目的外使用料を含みます。
	広告設置期間	① 類人猿舎（チンパンジー・オランウータン）及びゾウ舎 平成24年4月1日～平成25年3月31日 ② 類人猿舎（ゴリラ） 平成24年4月16日～平成25年3月31日 ※上記期間中、任意の期間を指定できます。
	広告物の作成主体	広告物及び広告看板は、広告設置者において作成していただきます。
	広告物の設置主体	広告物及び広告看板は、広告設置者において設置していただきます。（設置方法等は別途調整）
	広告物の設置方法	動物舎壁面又は動物舎前に広告物を設置 （別途調整）
	広告物の設置期限	広告設置開始日の前日までに設置していただきます。（別途調整）

掲載の基準	関係規定 (必ずお読みください)	京都市広告事業実施要綱 京都市広告掲載基準
	広告媒体の目的, 性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	ペットショップ, 葬儀・墓地・墓石関連事業者(動物関連も含む)の広告は掲載できません。
申込手続等	申込資格	契約の相手方は, 広告代理店又は広告主とします。 その他の申込資格の詳細は, 京都市広告事業のホームページで御確認ください。
	申込方法	所定の広告掲載申込書に必要事項を記載のうえ, 以下の申込先に御提出ください。 なお, 京都市競争入札参加資格のない方については, 原則として必要書類の御提出をお願いすることになります。詳細は京都市広告事業のホームページで御確認のうえ, 申込書と併せて御提出ください。
	申込期間	平成24年3月13日(火)以降, 随時受け付けます。 (全枠の掲載広告が決まりましたら, 受付を終了させていただきます。) 書類の受付は, 午前9時から午後5時まで行います。
	広告設置者の決定方法	京都市広告事業実施要綱等の関係規程に基づき審査を行ったうえ, 先着順で決定します。
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告の掲載に当たっては, 関係規定, 関係法令等を遵守してください。 ・ 広告設置者とは, 別途, 広告掲載契約を締結します。 広告掲載に関する契約条件については京都市広告事業のホームページを参照してください。 ・ 広告設置者には, 別途, 行政財産の目的外使用許可申請(京都市動物園使用許可申請)を行っていただきます。 ・ 広告掲載までに広告原稿案の事前審査が必要となります。本市の承認後の広告設置となりますので, 原稿案は余裕を持って御提出ください。 ・ 京都市動物園になじまない広告物は, お断りする場合があります。 ・ 契約期間中に広告設置者側の都合により, 広告を掲載しない期間が発生した場合でも, 期間中の広告掲載料は返還いたしません。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市動物園総務課(担当:梅澤) 〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 電話番号 075-771-0210 FAX番号 075-752-1974